

【参考2】 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類

	第一申告書・第二表、第三表	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (注1、2)	確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用） (注3)	分がある場合 の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合） (注2)	確定申告書付表（特定投資の株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用） (注3)	特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書	株式の異動明細書
特例適用なし	○	○					
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (36ページのⅣ参照)	○	○	○				
エンジェル税制	特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例 (42ページのⅥ2(1)参照)	○	○			○	
	特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例 (42ページのⅥ2(2)参照)	○		○			○
	特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例 (42ページのⅥ2(3)参照)	○		○	○		○
	特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例 (42ページのⅥ2(4)参照)	○		○	○		○
	特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例 (注4)	○		○			○
税制適格ストック・オプションの適用を受けて取得した株式を譲渡した場合 (44ページの3参照)	○			○			

(注1) 同一年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

(注2) 同一年中に「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を使用する場合と「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」を使用する場合とが重複するときは、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」を使用します。

(注3) 同一年中に「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を使用する場合と「確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」を使用する場合とが重複するときは、「確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」を使用します。

(注4) 平成20年法律第23号による改正前の租税特別措置法第37条の13の3に規定する特例をいいます。

平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの間に払込みにより取得をした公開等特定株式（平成20年政令第161号による改正前の租税特別措置法施行令第25条の12の3第2項に規定する公開等特定株式をいいます。）について、その公開等特定株式を譲渡した場合で、一定の要件に該当するときは、その譲渡による一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、その2分の1に相当する金額となります。

注 意 点

- 株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後に繰越控除の特例の適用を受けようとするときは、確定申告書に「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」又は「確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」を添付する必要があります。
- エンジェル税制の適用を受ける場合は、表に掲げる書類のほか、都道府県知事等が発行した確認書など一定の書類を添付する必要があります。